

お申し込み商品	お申し込みの内容	A T O 2
オートローン	個人情報の取扱いに関する条項	13 / 10

### ( お申し込みの内容 )

申込者は、以下の条項を承認の上、申込者が別紙申込書又は申込内容確認書（以下「申込書等」という）記載の販売店（以下「販売店」という）との売買契約（以下「売買契約」という）に基づき購入する申込書等記載の車両、付属品等（以下「車両等」という）の現金価格合計から頭金（下取車充当額を含む）を除いた額（以下「残金」という）について、立替払方式又は提携ローン方式の何れかにより、販売店に支払うことを株式会社オリエントコーポレーション（以下「会社」という）に委任します。但し、立替払方式は、融資金融機関の貸付条件に合わないときに利用するものとします。尚、立替払方式は、下記立替払契約条項及び共通条項の、提携ローン方式は、下記借入委任契約条項、金銭消費貸借契約条項、保証委託契約条項及び共通条項の適用を受けるものとします。

#### 【立替払契約条項】

**第1条（立替払委託）** 申込者は、会社に対し、残金を会社が申込者に代わって販売店に立替払いすることを委託します。

**第2条（支払方法）** 申込者は、残金に申込書等記載の分割払手数料を加算した額を申込書等記載の支払方法により会社に支払います。

**第3条（期限の利益喪失）** (1) 申込者は、次の何れかの事由に該当したとき、又は連帯保証人予定者が②～⑤もしくは(2)②に該当し会社の要求する担保の提供もしくは連帯保証人の追加に応じないときは、期限の利益を失い、直ちに残債務全額を弁済するものとします。①分割支払金の支払いを遅滞し、会社の20日以上期間の定めのある書面による催告後も支払わないとき。但し、売買契約が申込者にとって営業のために又は営業としてする取引であるなど割賦販売法第35条の3の60第2項に該当する取引（以下「適用除外取引」という）については、分割支払金の支払いを1回でも遅滞したとき。②自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき。③差押、仮差押、仮処分申立又は滞納処分を受けたとき。④破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産手続きの申立があったとき。⑤債務の整理・調整に関する申立があったとき。⑥車両等の譲渡、賃貸、担保提供等会社の所有権を侵害したとき。(2) 申込者は、次の何れかの事由に該当したとき、又は連帯保証人予定者が③に該当したときは、会社の請求により本契約に基づく債務について期限の利益を失い直ちに残債務全額を弁済するものとします。①本契約上の重大な義務に違反したとき。②本契約以外の契約に基づく債務について期限の利益を喪失するなど信用状態が著しく悪化したとき。③共通条項第5条(1)に規定する暴力団員等もしくは同条(1)各号に該当した場合、もしくは同条(2)各号の何れかに該当する行為をし、又は同条(1)の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。

**第4条（遅延損害金）** (1) 申込者は、分割支払金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払済に至るまで次の遅延損害金を支払います。①支払方法が翌月1回払い以外の取引については、当該分割支払金に対し年14.6%の割合を乗じた額と分割支払金合計の残金全額に対し商事法定利率を乗じた額の何れか低い額。但し、適用除外取引を除く。②支払方法が翌月1回払いの取引及び適用除外取引については、当該分割支払金に対し年14.6%の割合を乗じた額。(2) 申込者は、期限の利益を喪失したときは、期限の利益の喪失の日から完済日に至るまで分割支払金合計の残金全額に対し次の年率を乗じた額の遅延損害金を支払います。①(1)①の取引については、商事法定利率。②(1)②の取引については、年14.6%。

**第5条（債権譲渡）** 申込者及び連帯保証人予定者は、会社が本契約に基づく債権及び権利を会社の資金調達、流動化その他の目的のため、必要に応じ取引金融機関（その関連会社を含む）、特定目的会社、特別目的会社、信託会社（信託銀行を含む）又は債権回収会社（以下「金融機関等」という。[会社ホームページ (<http://www.orico.co.jp>) ] に掲載)に譲渡もしくは担保提供（質権及び譲渡担保の設定を含む）その他の処分をすること、会社が譲渡した債権を譲受人から再び譲り受けること、並びに会社が金融機関等との間で本契約に基づく債権及び権利に関するその他の取引をすることについて予め承諾します。

#### 【借入委任に関する契約条項】

**第1条（借入委任）** 申込者は、金銭消費貸借契約条項の借入要領により、借入先の決定、借入契約の締結並びに借入金の受領及び販売店に対する支払いに関する一切の権限を会社に委任します。

#### 【金銭消費貸借契約条項】

**第1条（借入要領）** (1) 申込者は、融資金融機関より残金に保証委託手数料を加えた金額（以下「借入金」という）を借受けるものとします。(2) 申込者は、利息が借入金に対しアドオン方式で算出され、借入日から第1回約定返済日までの期間は、その日数にかかわらず1ヵ月とみなすことに異議ありません。(3) 申込者は、借入金と利息の合計額が申込書等記載の分割支払金合計額であることを確認し、申込書等記載の支払回数、支払方法により支払うものとします。

**第2条（返済要領）** 申込者は、融資金融機関が返済金の請求及び受領に関する一切の権限を会社に委任したことを認め、分割支払金を申込書等記載の支払方法により支払います。

**第3条（遅延損害金）** 申込者は、分割支払金の返済を遅滞したとき又は期限の利益を喪失したときは、融資金融機関に対し、支払期日の翌日から完済日に至るまで、立替払契約条項第4条に定める割合による遅延損害金を支払います。

**第4条（期限の利益喪失）** (1) 申込者は、立替払契約条項第3条(1)①～④の何れかに該当したときは、何ら通知、催告することなく、直ちに期限の利益を失い、直ちに残債務全額を弁済するものとします。この場合において、立替払契約条項第3条(1)①において「会社」とあるのは「融資金融機関」と読み替えるものとします。(2) 申込者は、立替払契約条項第3条(1)⑤もしくは⑥又は立替払契約条項第3条(2)各号の何れかの事由に該当したときは、融資金融機関の請求により期限の利益を失い、直ちに残債務全額を弁済するものとします。

#### 【保証委託契約条項】

**第1条（保証委託）** 申込者は、融資金融機関から借入金を借入れるにあたり、金銭消費貸借契約に基づき融資金融機関に対して負担する債務（金銭消費貸借契約が解除されたことにより融資金融機関に対して負担する支払債務を含む）の連帯保証を会社に委託します。

**第2条（保証委託手数料）** 申込者は、会社に対し、会社が融資金融機関より代理受領する借入金から控除する方法にて、保証委託手数料を前払いします。

**第3条（保証債務の履行）** 会社は、申込者が金銭消費貸借契約に基づく債務の期限の利益を喪失する前であっても、融資金融機関から保証債務の全部又は一部の履行を請求されたときその他相当の事由が生じたときは、申込者に通知、催告することなく、いつでも融資金融機関に対し保証債務の全部又は一部を履行することができるものとします。この場合、申込者は、立替払契約条項第3条(1)(2)に定める事由に該当しない限り、期限の利益を有するものとし、申込書等記載の分割支払金合計から申込者の出捐額（遅延損害金及び費用充当分は除く。以下同じ）を控除した額を申込書等記載の通り会社に支払うものとします。

**第4条（事前求償権）** 会社は、申込者が立替払契約条項第3条(1)(2)に定める事由に該当したときは、申込者に対し、保証債務全額について事前求償権を行使することができます。

**第5条（求償権）** (1) 会社が、保証債務を履行したときは、申込者に対して求償権を行使することができます。(2) 申込者は、金銭消費貸借契約に基づく債務につき期限の利益を喪失したことにより会社が保証債務を履行したときは、申込書等記載の分割支払金合計から申込者の出捐額を控除した額を会社に支払うものとします。

**第6条（遅延損害金）** 申込者は、第4条及び第5条に定める求償債務が発生したときは、会社に対し、求償債務発生日の翌日から完済日に至るまで次の遅延損害金を支払います。①支払方法が翌月1回払い以外の取引については、当該求償債務額に対し年14.6%の割合を乗じた額と分割支払金合計より申込者の出捐額を控除した額に対し商事法定利率を乗じた額の何れか低い額。但し、適用除外取引を除く。②支払方法が翌月1回払いの取引及び適用除外取引については、当該求償債務額に対し年14.6%の割合を乗じた額。

#### 【共通条項】

**第1条（契約成立時点）** (1) 借入委任契約、保証委託契約及び立替払契約は、会社が所定の手続きをもって承諾し、販売店に通知した時に成立するものとします。(2) 申込者と販売店との売買契約は、その申込みをし、販売店がこれを承諾した時に成立するものとしますが、その効力は本契約が成立した時から発生します。(3) 本契約が不成立となった場合は、売買契約も本契約の申込時に遡って成立しなかったものとします。

**第2条（車両等の引渡し）** 車両等は、申込書等記載の引渡時期に販売店より申込者に引渡されるものとします。

**第3条（所有権留保）** (1) 申込者は、車両等の所有権が、申込者が会社に対して負担する本契約に基づく債務を担保するため販売店から会社に移転し、当該債務が完済されるまで会社に留保されることを認めるとともに、善良なる管理者の注意をもって車両等を管理し、譲渡、賃貸、担保提供その他会社の所有権を侵害する行為をしません。(2) 会社は、特段の必要がないときは、車両等の所有権を会社に留保したまま、登録上の所有者名義を申込者として保持することを承諾します。但し、会社が必要と認めるときは、申込者は登録上の所有者名義を会社又は会社の委託する者に保持されることを承諾します。

**第4条（住所の変更・調査等）** (1) 申込者及び連帯保証人予定者は、会社に届出た住所もしくは電話番号を変更した場合又は申込者もしくは連帯保証人予定者に係る後見人等が選任された場合は、登記事項証明書等を添付の上、遅滞なく書面をもって会社に通知します。(2) 申込者及び連帯保証人予定者は、(1)の通知を怠った場合、会社からの通知又は送付書類等が延着又は不到達となっても、会社が通常到達すべき時に到達したものとみなすことに異議ないものとします。但し、やむを得ない事情があるときは、この限りでないものとします。

**第5条（反社会的勢力の排除）** (1) 申込者及び連帯保証人予定者は、申込者（申込者が法人にあってはその代表者を含む）又は連帯保証人予定者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、及び次の何れにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。④暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。⑤役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。(2) 申込者又は連帯保証人予定者は、自ら（申込者が法人にあってはその代表者を含む）又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。①暴力的な要求行為。②法的な責任を超えた不当な要求行為。③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。④風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて融資金融機関もしくは会社の信用を毀損し、又は融資金融機関もしくは会社の業務を妨害する行為。⑤その他前各号に準ずる行為。(3) 申込者又は連帯保証人予定者が、暴力団員等もしくは(1)各号に該当した場合、もしくは(2)各号の何れかに該当する行為をし、又は(1)の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、融資金融機関又は会社は、直ちに金銭消費貸借契約又は立替払契約もしくは保証委託契約を解除することができ、かつ、融資金融機関又は会社に生じた損害の賠償を請求することができるものとします。この場合、申込者又は連帯保証人予定者は、申込者又は連帯保証人予定者に損害が生じたときでも、融資金融機関又は会社に対し何らの請求をしないものとします。

**第6条（収納代行の取扱い）** 申込者がコンビニエンスストアの収納代行を利用して分割支払金を支払ったときは、コンビニエンスストアが分割支払金を受領したことにより、会社への支払いがなされたものとします。

**第7条（費用負担）** 申込者は、次の費用を負担します。①車両等の取得、使用等その他売買契約の締結及び履行等に係る一切の公租公課。②分割支払金の弁済費用は、実費。③申込者が支払いを遅滞したことにより、会社が振込用紙の送付、再度口座振替等の再請求手続きを行ったときは、1回につき300円（税別）。④会社が訪問集金したときは、1回につき1,000円（税別）。⑤会社が申込者又は連帯保証人予定者に対し書面による催告をしたときは、当該催告に要した費用は、実費。⑥会社が第3条(2)但書により車両等の登録上の所有者名義を会社又は会社の委託する者にしたときは、その登録・解除手続きにかかる申込書等記載の登録関係事務手数料。

**第8条（車両等の引取り及び評価充当）** (1) 申込者は、分割支払金の支払いを遅滞し、会社より車両等の一時預りを要求されたときは、直ちに車両等を会社に引渡します。(2) 会社は、申込者が立替払契約条項第3条又は保証委託契約条項第4条に該当したときは、車両等を引取り、客観的に相当な価格をもって本契約に基づく債務及び車両等の引取り・保管・査定・換価に要する費用の弁済に充当することができるものとします。この場合、車両等への付加一体物及び車両等の常用に供するための付属品等は、車両等の処分に従うものとし、車両等の評価に含めるものとします。(3) 会社は、再資源化預託金等（自動車リサイクル料金）その他車両等の処分に伴い移転又は生じる費用、料金又は消費税等を受領し、申込者が本契約に基づき会社に対して負担する債務に充当することができるものとします。(4) 申込者は、会社が公的機関その他の第三者より、車両の引取り要請を受け、これを行ったときは、当該引取り・処分その他の会社が負担した一切の費用を負担します。

**第9条（車両等の滅失・毀損の場合の責任）** (1) 申込者は、車両等が毀損、滅失、盗難等した場合は、遅滞なく会社に通知するとともに、申込書等記載の支払方法により債務の履行を継続するものとします。尚、会社から請求があったときは、直ちに会社の承認する担保を差し入れ又は保証人を追加します。(2) 申込者は、車両等にかかる損害保険金が支払われるときは、残債務金額を上限に、会社が当該損害保険金を受領の上、債務の全部又は一部の弁済に充当することを予め同意します。

**第10条（支払停止の抗弁）** (1) 申込者は、次の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する車両等について、会社又は融資金融機関に対する支払いを停止することができるものとします。①車両等の引渡しが行われないとき。②車両等に破損、汚損、故障その他の瑕疵（中古車の場合は、前使用者の使用態様等により通常生じるものを除く）があるとき。③その他車両等の販売について、販売店に対して生じている事由があるとき。(2) 会社又は融資金融機関は、申込者が(1)の支払いの停止を会社に申出たときは、直ちに所要の手続きをとるものとします。(3) 申込者は、(2)の申出をするときは、予め上記の事由の解消のため、販売店と交渉を行うよう努めるものとします。(4) 申込者は、(2)の申出をしたときは、速やかに上記の事由を記載した書面（資料がある場合は資料添付のこと）を会社又は融資金融機関に提出するよう努めるものとします。(5) (1)の規定にかかわらず、次の何れかに該当するときは、申込者は支払いを停止することはできないものとします。①売買契約が適用除外取引に該当するとき。②申込書等記載の支払総額が4万円に満たないとき。③割賦販売法に定める指定権利ではないとき。④支払方法が翌月1回払いのとき。⑤申込者による支払いの停止が信義に反すると認められるとき。⑥(1)①②の事由が申込者の責に帰すべきとき。

**第11条（早期完済の特約）** 申込者は、当初の契約の通りに分割支払金の支払いを履行しかつ約定支払期間の途中で残債務全額を一括して支払ったときは、78分法その他会社所定のそれに準ずる計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち会社所定の割合による金額の払戻しを会社に請求できるものとします。

**第12条（連帯保証人予定者）** (1)連帯保証人予定者は、立替払契約又は保証委託契約から生ずる一切の債務につき、申込者と連帯して履行の責を負い、会社の都合によって担保又は他の保証を変更、解除されても異議ありません。(2)連帯保証人予定者は、連帯保証人予定者が保証債務を履行した場合、代位によって会社から取得した権利は、申込者の会社に対する債務が完済されるまでこれを行いません。

**第13条（本契約の効力）** 本契約に基づく申込者及び連帯保証人予定者の全ての債務の弁済がなされたときに、本契約は終了するものとします。

**第14条（合意管轄裁判所）** 申込者及び連帯保証人予定者は、本契約について融資金融機関又は会社との間で紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、申込者及び連帯保証人予定者の住所地、購入地及び融資金融機関又は会社の本社、各支店・センターを管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

**第15条（カード会員入会申込み）** 申込者は、別紙記載の「クレジットカード会員規約の概要」を承認の上、カード会員の入会申込みをするものとします。会社が入会を承認した場合、カードの交付時期、方法等は会社の任意とし、又、入会を承認しない場合も特に通知は行われぬものとします。

#### （保証委託の内容）

申込者は、以下の条項を承認の上、申込者が株式会社オリエントコーポレーション（以下「会社」という）との間で締結したオートローン契約（以下「原契約」という）に基づき会社に対して負担する債務について連帯保証することを、株式会社CAL信用保証（以下「保証会社」という）に委託し、保証会社は、これを受託するものとします。

**第1条（保証委託）** (1)申込者は、原契約に基づき会社に対して負担する債務（以下「原債務」という）の連帯保証を会社を通じて保証会社に委託します。但し、会社から保証会社に保証委託の通知がなかったときはこの限りではありません。(2)保証委託契約は、原契約が成立した時に成立するものとします。(3)第1項の保証会社の連帯保証は、会社及び保証会社間で別途締結される保証契約の約定に基づいて行われるものとします。

**第2条（担保の提供）** 申込者は、その資力又は信用等に著しい変動が生じたときには、遅滞なく保証会社に通知し、保証会社の承認した連帯保証人をたて又は相当の担保を差し入れます。

**第3条（保証債務の履行）** (1)申込者は、申込者が会社に対する原債務の履行を遅滞したため、又は会社に対する原債務の期限の利益を喪失したために、保証会社が会社から保証債務の履行を求められたときには、保証会社が申込者に対して何ら通知、催告することなく、会社に対し、保証債務の全部又は一部を履行することに同意します。(2)保証会社が保証債務の履行によって取得した権利の行使に関しては、原契約のほか、本契約の各条項が適用されるものとします。

**第4条（求償権の範囲）** 保証会社が保証債務を履行したときには、申込者は、当該保証債務履行額及び保証債務の履行に要した費用並びに当該保証債務の履行日の翌日から完済に至るまで、当該保証債務履行額に対し年14.6%の割合を乗じた額の遅延損害金を支払います。

**第5条（求償権の事前行使）** (1)申込者について、次の各号の事由が一つでも生じたときには、保証会社は、申込者に対し求償権を事前に行使できるものとします。①原契約に定める期限の利益喪失事由に該当したとき。②本契約に違反したとき。(2)保証会社が前項により求償権を事前に行使する場合には、申込者は、民法461条に基づく抗弁権を主張しません。担保がある場合も同様とします。

**第6条（返済の充当順序）** 申込者の保証会社に対する弁済額が本契約に基づき生じる保証会社に対する求償債務の全額を消滅させるに足りないときには、申込者は、保証会社が適当と認める順序、方法により充当されても異議ないものとします。申込者について、保証会社に対して本契約以外に複数の債務があるときも同様とします。

**第7条（費用の負担）** 保証会社が保証履行によって取得した権利の保全もしくは行使又は担保の保全、行使もしくは処分を要した費用及び本契約から生じた一切の費用は、申込者の負担とし、申込者は、保証会社の請求により直ちに支払うものとします。

**第8条（住所の変更等）** (1)申込者及び連帯保証人予定者は、保証会社に届出た住所もしくは電話番号を変更した場合、又は申込者もしくは連帯保証人予定者に係る後見人、保佐人、補助人、任意後見監督人が選任された場合には、登記事項証明書等を添付のうえ遅滞なく書面をもって保証会社に通知します。(2)申込者及び連帯保証人予定者は、(1)の通知を怠った場合、保証会社からの通知又は送付書類等が延着又は不到達となっても、保証会社が通常到達すべき時に到達したものとみなすことに異議ないものとします。但し、やむを得ない事情があるときには、この限りでないものとします。(3)申込者及び連帯保証人予定者は、その財産、収入、信用等を保証会社又は保証会社の委託する者が調査しても何ら異議ないものとします。

**第9条（連帯保証人予定者）** (1)連帯保証人予定者は、本契約から生ずる一切の債務につき、申込者と連帯して履行の責を負い、保証会社の都合によって担保又は他の保証を変更、解除されても異議ありません。(2)連帯保証人予定者は、連帯保証人予定者が保証債務を履行した場合、代位によって保証会社から取得した権利は、申込者の保証会社に対する債務が完済されるまでこれを行いません。(3)連帯保証人予定者が会社に対して原債務につき保証をし、又は会社に対して担保の提供をしたときは、保証会社と連帯保証人予定者との間の求償及び代位の関係は次の通りとします。①保証会社が保証債務を履行したときは、連帯保証人予定者は、保証会社に対して当該保証債務履行額の全額を支払います。②保証会社が保証債務を履行したときは、連帯保証人予定者が当該債務につき会社に提供した担保の全部について保証会社が会社に代位し、保証会社は会社の有していた一切の権利を行使できるものとします。③連帯保証人予定者が会社に対する自己の保証債務を弁済したときは、連帯保証人予定者は、保証会社に対して何らの求償をしません。

**第10条（合意管轄裁判所）** 申込者及び連帯保証人予定者は、本契約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、申込者及び連帯保証人予定者の住所地、購入地及び保証会社の本社、各支店・センターを管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとします。

株式会社オリエントコーポレーション  
相談窓口 お客様相談室  
〒102-8503 東京都千代田区麹町5丁目2番地1  
Tel.03-5275-0211  
大阪お客様相談センター  
Tel.06-6263-3201

株式会社CAL信用保証  
〒102-8503 東京都千代田区麹町5丁目2番地1  
Tel.03-5877-5862

( 個人情報の取扱いに関する条項 )

(13/10)

第1条 (個人情報の収集・利用・保有)

申込者(契約者、会員、連帯保証人予定者、連帯保証人を含む。以下同じ)は、株式会社オリエントコーポレーション(以下「当社」という)との本契約(本申込みを含む。以下同じ)に係る以下の個人情報(変更後の情報を含む。以下同じ)を本契約及び本契約以外の当社と締結する契約の与信(保証審査・途上与信を含む。以下同じ)並びに与信後の管理のため、当社が保護措置を講じた上で収集・利用し、当社が定める相当な期間保有することに同意します。

- ①属性情報(本申込時に記載・入力等した氏名、性別、生年月日、住所、電話番号(携帯電話番号を含む。以下同じ)、eメールアドレス、勤務先内容、家族構成、居住状況等)
- ②契約情報(契約の種類、申込日、契約日、利用日、商品名・役務名・権利名及びその数量・期間・回数、契約額、利用額、利息、分割払手数料、保証料、諸費用、支払回数、毎月の支払額、支払方法、振替口座等)
- ③取引情報(本契約に関する利用残高、月々の返済状況等(内訳を含む)、取引の現在の状況及び履歴その他取引の内容)
- ④支払能力判断情報(申込者の資産、負債、収入、支出、本契約以外に当社と締結する契約に関する利用残高、返済状況等)
- ⑤本人確認情報(申込者の運転免許証、パスポート、住民票の写し又は在留カード等に記載された事項)
- ⑥映像、音声情報(個人の肖像、音声を磁気的又は光学的媒体等に記録したもの)
- ⑦公開情報(官報、電話帳、住宅地図等に記載されている情報)

第2条 (個人情報の利用)

(1) 申込者は、当社が当社のクレジット事業、カード事業及びその他の金融サービス事業(注1)における下記①及び②の目的のために第1条①②③の個人情報、下記③の目的のために第1条①②③⑥の個人情報を利用することに同意します。

- ①市場調査、商品開発
- ②お客さま向け企画・宣伝物・印刷物の送付又は電話等による営業案内
- ③契約又は法律に基づく権利の行使、義務の履行

(注1) 当社の金融サービス事業の具体的な内容については、当社ホームページ(<http://www.orico.co.jp>)等において公表しております。

(2) 申込者は、当社が本契約に基づく当社の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託することに同意します。

第3条 (個人信用情報機関への登録・利用)

(1) 申込者は、当社が申込者への与信又は与信後の管理のため、当社の加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集及び当該機関の会員に対する当該情報の提供を業とする者)及び当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、申込者に関する個人情報が登録されている場合には、当社がそれを利用することに同意します。

(2) 当社の加盟する個人信用情報機関の名称、住所、電話番号は以下の通りです。

- ①名 称：株式会社シー・アイ・シー(CIC)  
(割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関)  
住 所：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階  
お問合せ先：0120-810-414 (<http://www.cic.co.jp/>)
- ②名 称：株式会社日本信用情報機構(JICC)  
(貸金業法に基づく指定信用情報機関)  
住 所：〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町4-1-1  
お問合せ先：0120-441-481 (<http://www.jicc.co.jp/>)

(3) 申込者は、本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が当社の加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、当社の加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関の会員により申込者の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。

登録情報	登録期間	
	CIC	JICC
氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の何れかが登録されている期間	同左
本契約に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月を超えない期間
本契約に関する客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後5年以内	当該事実の発生日から5年を超えない期間(但し、契約内容及び返済状況に関する情報については契約継続中及び完済日から5年を超えない期間)
債務の支払いを延滞した事実	契約期間中及び契約終了後5年間	当該事実の発生日から5年を超えない期間(但し、延滞情報については延滞継続中、延滞解消及び債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年を超えない期間)

(4) 当社の加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関は以下の通りです。

当社の加盟する個人信用情報機関	C I C	J I C C
当社の加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関	J I C C	C I C
	全国銀行個人信用情報センター (http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html) 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 03-3214-5020	同左

- (5) 個人信用情報機関に登録する個人情報は、申込者の氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の属性に関する個人情報、契約の種類、契約日、商品名・役務名・権利名及びその数量・期間・回数、契約額又は極度額、支払回数、年間請求予定額、利用残高、支払状況等契約の内容、取引の履歴に関する個人情報の全部又は一部、及びその他各加盟する個人信用情報機関が定める情報となります。
- (6) 申込者は、本契約について支払停止の抗弁の申出を行った場合、その情報が当社の加盟する個人信用情報機関にその抗弁に関する調査期間中登録され、又、当社の加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関の会員に提供されることに同意します。
- (7) 当社が加盟する個人信用情報機関は、当社ホームページにおいて公表しております。

#### 第4条 (個人情報の提供・利用)

申込者は、当社が下記の第三者に対して、第1条の個人情報を、必要な保護措置を講じた上で提供すること及び当該第三者が提供の趣旨に従った下記の目的で当該個人情報を利用することに同意します。

- (1) 提供する第三者 金融機関（その関連会社を含む）、特定目的会社、特別目的会社、信託会社（信託銀行を含む）、債権回収会社（以下これらを総称して「金融機関等」という（注2））。
- 第三者の利用目的 当社の資金調達、流動化その他の目的のためになされる債権譲渡及び担保差入れ、その他の与信後の権利に関する取引の場合の債権並びに権利の保全、管理、変更及び行使のため。
- 提供する個人情報 第1条の個人情報のうち必要な範囲。
- (2) 提供する第三者 申込者が利用する販売店（役務提供事業者、リース会社等を含む）。
- 第三者の利用目的 本契約及び商品等に関する売買契約、役務提供契約による申込者に対するサービスの履行、紛議等の防止及び調査・解決のため並びに本契約又はカードショッピングの精算のため。
- 提供する個人情報 第1条の個人情報①②③のうち必要な範囲。
- (3) 提供する第三者 融資会社（本契約が提携ローンの場合に限る）。尚、ご利用融資会社は書面等にてお知らせします。
- 第三者の利用目的 与信及び与信後の管理のため並びに宣伝物・印刷物の送付等の営業案内、市場調査・商品開発のため。
- 提供する個人情報 第1条の個人情報のうち必要な範囲。
- (4) 提供する第三者 当社の提携先（本契約が提携商品による契約の場合に限る）。
- 第三者の利用目的 売買契約等に基づくサービスの履行、権利の行使に関して並びに宣伝物・印刷物の送付等に利用するため。
- 提供する個人情報 第1条の個人情報①②③のうち必要な範囲。
- (5) 提供する第三者 サービサー会社である下記会社。
- 第三者の利用目的 譲り受け又は委託を受けた債権の管理・回収を行うため、及び債権を譲り受けて管理・回収を行うにあたって事前に当該債権の評価・分析を行うため。
- 提供する個人情報 第1条の個人情報のうち必要な範囲。

日本債権回収株式会社	東京都千代田区麹町5-2-1 5階	03-3222-0277
リファサービス債権回収株式会社	東京都新宿区大久保1-3-2 1新宿TXビル8階	03-6233-3480

(注2) 金融機関等の具体的な名称については、当社ホームページをご参照下さい。

#### 第5条 (個人情報の開示・訂正・削除)

- (1) 申込者は、個人情報について、当社所定の方法により開示するよう請求することができます。但し、当社又は第三者の営業秘密・ノウハウに属する情報、個人に対する評価・分類・区分に関する情報その他内部監査・調査・分析等当社内部の業務のみに利用・記録される情報であり、開示することにより当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合及び個人情報保護法に別途定めがある場合に該当すると当社が判断した個人情報については、開示しないものとします。
- (2) 当社が個人情報を開示した結果、客観的な事実について万一、不正確又は誤りであることが明らかになった場合は、当社は速やかに当該事実の訂正又は削除に応じます。但し、客観的な事実以外の事項に関してはこの限りではありません。
- (3) 当社が個人信用情報機関又は提供先に提供した個人情報の開示を求める場合には、当該個人信用情報機関又は提供先に連絡して下さい。尚、開示・訂正・削除については、個人信用情報機関又は提供先の定めに従うものとします。

#### 第6条 (本条項に不同意の場合)

当社は、申込者が本契約に必要な事項（本申込時に申込者が記載・入力すべき事項）の記入等を希望しない場合及び本条項に同意しない場合は、本契約をお断りすることができます。但し、第2条(1)①②に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断りすることはありません。

#### 第7条 (利用中止の申出)

申込者は、本条項第2条(1)①②の目的で当社が当該個人情報を利用している場合であっても、利用中止の申出ができるものとし、この場合、当社は、それ以降の利用を中止する措置をとります。但し、請求書等本契約の業務上必要な書類（電磁的記録の送信を含む）に同封（同送）される宣伝物・印刷物等の営業案内についてはこの限りではありません。

#### **第8条（本契約が不成立の場合）**

申込者は、本契約の不成立又は成立後、解約・解除された場合であっても、その理由の如何を問わず第1条に基づき、本契約に係る申込み・契約をした事実に関する個人情報が当社において一定期間利用されることに同意します。

#### **第9条（お問合せ窓口）**

本条項に関するお問合せ及び第5条の開示・訂正・削除の請求並びに第7条の利用中止のお申出先は、下記お問合せ窓口又は取扱支店とします。又、個人情報の開示手続等については、当社ホームページをご参照下さい。尚、当社では個人情報の保護に関する管理責任者として個人情報統括責任者を設置しております。

#### **第10条（条項の変更）**

本同意条項は、法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

#### **【お問合せ窓口】**

株式会社オリエントコーポレーション (<http://www.orico.co.jp>)

お客様相談室 〒102-8503 東京都千代田区麹町5丁目2番地1 TEL03-5275-0211

大阪お客様相談センター TEL06-6263-3201